

## スタートアップの公共調達加速に向けた運用指針（素案）

## 1. はじめに

## (1) 公共調達における基本的な考え方

公共調達は、国等が必要とする物品・役務等を、公正性・競争性・透明性を確保しつつ、経済性及び効率性をもって調達することを基本原則として実施されるものである。また、租税その他の国民の貴重な財源をもって最大限の行政効果を発揮する観点から、契約手続や執行管理においては、適正性の確保と説明責任が強く求められる。

一方で、近年、拡大・多様化する行政課題・ニーズに対応するため、高度な技術・サービスを保有するスタートアップからの調達の必要性が増している。また、国等の入札へのスタートアップの参加機会の拡大やスタートアップ技術提案評価方式の創設等、スタートアップの育成に向けて公共調達を活用する取組（付帯的政策）が行われている。こうした考え方に立ち、政府調達を通じてスタートアップによる技術開発を促進し、新技術の社会実装を推進することは重要である。

そこで、スタートアップの参画が見込まれる事業の実施にあたっては、公共調達において現行の一般的な運用をそのまま適用することなく、事業の性質や目的を踏まえた、より柔軟で戦略的な調達の考え方が求められている。

## (2) スタートアップの調達促進にあたり本指針が採るべき考え方

スタートアップは、高度かつ独自の新技术や柔軟な発想を有し、社会課題や行政ニーズに対して迅速な解決策を提示し得る主体であり、現在の調達先として有力な担い手である上、将来的な調達先の育成という観点からも有力な候補である。

さらに、スタートアップが大きく成長するためには、その提供する製品・サービスに対し、国等が公共調達を通じて初期需要を主導して創出することが重要である。

一方で、スタートアップは一般的に創業年数が浅く、過去実績や資金力が限定的であることから、従来の公共調達制度や契約慣行の下では、必ずしも十分に参入機会が確保されてこなかった。

特に、研究開発・実証型の事業においては、

- 事前に最終仕様を確定することが困難であること
- 技術的な不確実性が高いこと
- 試行錯誤を通じた改善が不可欠であること

といった特性を有している。

このため、国等のスタートアップとの契約等において、資金的負担の軽減や迅速性・柔軟性の向上を図り、研究開発支援から本格調達に至るまで一貫してスタートアップが公共調達に参入しやすい環境整備を図ることが重要である。

その際に、スタートアップへの特別な配慮や例外措置ではなく、行政課題をより迅速かつ効果的に解決するための合理的な調達手法として位置付けられるべきものである。

(3) 本指針の位置付けと運用に関する基本的考え方<sup>1</sup>

本指針は、以上の考え方に立ち、国等におけるスタートアップ調達等<sup>2</sup>について、統一的な運用の在り方を示すものである<sup>3</sup>。行政機関においては、本指針に基づく運用状況や効果を検証しつつ、スタートアップ調達等の更なる円滑化及び実効性の向上に努めるものとする。

<sup>1</sup> 本素案で示した項目や対応は例であり、その内容は今後追加、変更となる場合がある。

<sup>2</sup> 本指針におけるスタートアップ調達等とは、スタートアップの製品・サービスに対する研究開発支援から本格調達に至るまでのプロセスにおいて、スタートアップとの契約や調達を視野に入れたスタートアップへの補助金の交付を含むものとして記載している。

<sup>3</sup> 対象となる事業は今後検討するとともに、併せて、実務における円滑な適用と予見可能性の向上を図るた

なお、スタートアップ調達等を取り巻く技術動向、社会課題、行政ニーズ及び制度運用の実態は、不断に変化するものである。このため、本指針は、策定時点での最終的・固定的な結論を示すものではなく、実際の運用を通じて得られる知見や課題を踏まえ、不断の見直しや改善を加えていくことを前提とするものとする。

## 2. 公募・入札

### (現行の一般的な運用)

公共調達における公募・入札は、公平性・競争性・透明性を確保する観点から、事前に仕様や要件をできる限り明確に定め、それに基づいて価格や過去実績等の技術面の評価を中心に競争を行うことが一般的である。

### (スタートアップ調達等における課題)

新技術を用いた研究開発・実証段階では、事前に最適な技術や手法を特定することが困難である上、既存の事業者では効率的・効果的に対応することができず、実績重視の評価や仕様確定型の調達は、スタートアップの参入や創意工夫を阻害する要因となってきた。

### (本指針が採る考え方・方針)

本指針では、以下の考え方・方針を採用する。

- 国等が委託する事業において、既存の技術・サービスの情報や過去実績等を基に仕様を確定することが困難であり、高度かつ独自の新技術を持つスタートアップ等からの調達が適切であると考えられる場合には、スタートアップ技術提案評価方式を積極的に活用すること。
- 「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12年10月10日政府調達（公共工事を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）」に基づくスタートアップ等の入札参加資格の緩和について、各行政機関は入札公告への反映等を行い、適用を徹底すること。
- スタートアップが直接受託者等となることが難しいと考えられる大規模な事業等であっても、再委託先にスタートアップが参加することで、新技術等が活用され、効率的・効果的な事業実施が見込まれる場合において、再委託先にスタートアップを含めることによる落札者・採択者の選定審査上の実施体制等の項目において評価を行う等、各行政機関において新技術等の活用を促す措置を検討すること。

を基本方針とする。

## 3. 契約等

### (現行の一般的な運用)

公共調達に係る契約では、履行の確実性等を確保する観点から、契約保証金等を徴求する等、特有の契約条件を付すことがある。

### (スタートアップ調達等における課題)

こうした契約条件は、外部資金を調達しつつも先行投資をしている場合が多いスタートアップにとって、過度な資金的負担となり得る他、事業運営上の迅速性・柔軟性を損なう等、政府調達の参入障壁となる場合がある。

### (本指針が採る考え方・方針)

スタートアップとの契約は、行政課題解決に向けた協働関係として捉えるべきとの考えに立ち、

- 全省庁統一参加資格を有する者との契約においては、契約保証金は原則として免除すること<sup>4</sup>。
- 受託者たるスタートアップの受託事業に係る損害賠償の事務に関して、国等はスタートアップ側の照会を受けた場合は誠実に知見の提供等を行うこと。

により、契約リスクの適正な分担と予見可能性の向上を図る。

---

め、契約条項の雛型（スタートアップ調達モデル契約）やスタートアップ向けに簡素化された経費処理マニュアル（スタートアップ調達等事務処理マニュアル）を作成することを検討する。

<sup>4</sup> 契約の履行が確実な相手方と認められ、契約の保証金が必要ないと認められる場合。

#### 4. 事業期間

##### (現行の一般的な運用)

国等の委託事業や補助事業では、事前に定めた計画や予算配分の遵守が求められ、計画の変更には慎重な対応が求められてきた。また、経費処理にあたっては厳格な運用がなされるのが一般的であった。

##### (スタートアップ調達等における課題)

研究開発・実証型事業では、不確実性が高く、実施過程で得られた知見を踏まえた計画変更が発生しやすい。

##### (本指針が採る考え方・方針)

本指針では、

- 柔軟性や迅速性が求められる場合等において、適切な閾値を設定し、受託者等の裁量で額の配分の変更を可能とすること。
- 補助金の交付や委託費の支払いにおいて、中間検査または確定検査を実施する場合には、スタートアップ等に過度な事務処理の負荷をかけないよう、確認を求める書類の種類や内容を必要最小限に抑えること。特に、労務費単価算出に必要な書類の準備や業務日報の作成は、スタートアップ等にとって大きな負担となりやすいため、計算方法の簡素化に努めること。

を基本方針とし、迅速かつ柔軟なアプローチにより迅速な開発や検証及び国等のニーズに合致した研究開発成果を得ることを可能とする。

#### 5. 支払

##### (現行の一般的な運用)

国等の委託事業や補助事業における支払は、事業完了後の後払いを原則とし、前金払や概算払は例外的な運用とされており、部分払の活用は限定的であった。

##### (スタートアップ調達等における課題)

スタートアップは外部資金を調達しつつも先行投資をしている場合が多く、後払いや保証金を求める場合に、スタートアップの資金繰りを過度に圧迫する場合がある。

##### (本指針が採る考え方・方針)

本指針では、スタートアップが円滑に事業を遂行できるよう、

- 調達内容等を踏まえながら、概算払、前金払、部分払等の既存制度を積極的に活用すること。
- 契約の履行が確実な相手方と認められる場合については、前金払の活用にあたっては保証金等を求めないこと。

を基本方針とする。

#### 6. 国等による事業実績の活用

##### (一般的な考え方・従来慣行)

研究開発・実証事業と、その成果を用いた本格調達は、別個の契約等として扱われ、改めて競争入札を行うことが一般的であった。また、スタートアップを再委託先として含む事業において、スタートアップが自身の受託実績として外部に宣伝等できない場合がある。

##### (スタートアップ調達等における課題)

研究開発に成功した成果が本格調達につながらない可能性があることから、スタートアップの予見可能性が低下することで参入が抑制されるとともに、研究開発の成果が本格調達を通じて社会実装へと結び付かない場合があった。また、過去実績が限定的なスタートアップにとって、国等による事業実績を活用することは、自身の事業成長のため重要である。

##### (本指針が採る考え方・方針)

- 国等による調達ニーズに沿った研究開発を行う事業の終了後、同等の技術がないこと（技術的な理由により競争が存在しないこと）等について一定の確認プロセス等を経た、研究開発成果の調達について、随意契約を活用すること。
- 国等は、事業の継続性及び予見可能性の向上のため、既存の制度を活用した複数年契約等を積極的に検討すること。
- 国等は、再委託先としてスタートアップが含まれる場合に開示を行うこと<sup>5</sup>。また、国等は、委託先に対し、再委託先にスタートアップが含まれる場合に、スタートアップによる当該事業の実績の宣伝等を妨げないこと。

を基本方針とする。

---

<sup>5</sup> ただし、再委託先等の利益を害するおそれがある場合はこの限りではない。